

2011年9月16日

文部科学大臣 中川 正春 様

全日本教職員組合（全教）  
中央執行委員長 北村 佳久

沖縄・八重山地区での教科書採択にかかわる緊急申し入れ

沖縄県八重山教科書採択地区における中学校教科書採択にかかわる混乱が続いています。8月23日に行われた「教科用図書八重山採択地区協議会」においては、現場教師を中心とする「調査員」の推薦の中にまったく入っていなかった教科書が採択されたと報じられており、全教はその過程と結果を注視してきました。それは、教科書採択においては、実際の教育活動に携わる教職員の自主的な教科書研究などを基礎にした意見をふまえ、憲法と子どもの権利条約を生かして、真理・真実を追求し、教育活動の充実に資する教科書を、民主的な手続きを経て採択することが中心的な課題であると考えます。

その後、教科書採択区を構成する3自治体の教育委員会の論議では、「採択地区協議会」における結論についても意見が分かれ、その後「教科用図書八重山地区協議会役員会」や石垣市・竹富町・与那国町の3教育委員会の全委員による協議などが行われてきたとされています。これらの過程においては、沖縄県教育委員会による通知文が発出されたり、文部科学省からの通知が出されたりする経過もたどっています。また、9月16日には3地教委の教育委員長が連名で9月8日の協議の有効性を訴える要請文を文科省と県教委に送付したとも報じられています。

今回の一連の経過と今日の混乱は、子どもたちの教育にとってもっとも主要な教材の一つである教科書採択について、前述した実際の教育活動にあたる教員の教科書研究の成果や意見を採択に反映させることを軽視している現行制度によって引き起こされています。また、自治体を越えた広域の教科書採択区を許容している「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と、教科書採択の基本的な権限を教育委員会と規定している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の関係が未整理のまま事態が推移していることも制度的矛盾として指摘しなければなりません。さらに、憲法の基本原則に反すると厳しい指摘が行われている教科書が検定に合格し、その採択を強引に押しつけようとする動きが全国的に強められたことによって生じていることも見逃せません。

こうしたもとの、文部科学省が、都道府県教育委員会への「指導」や「助言」として、教育委員会の自主的な判断に圧力となるような動きをすることがあってはなりません。全教は、すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育の営みを充実させる教科書が子どもたちに手渡されることを願い、以下の点を緊急に申し入れます。

記

1. 教育の政治的中立性を堅持するとともに、教科書採択においては、それぞれの教育委員会の自主的判断を尊重すること。
2. 実際の教育活動に携わる教員の教科書研究の成果や意見を反映した教科書採択が行われるよう制度改善を進めること。

以 上